

障がい福祉サービスの種類と利用までの流れ



■ 障がい福祉サービスとは

障がい福祉サービスとは、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるものです。

障がい福祉サービスには、日常生活の介護を支援する「介護給付」と、自立や就労に向けた訓練を行う「訓練等給付」があります。

★対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を持っている人、難病等を有する人

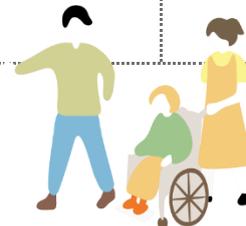
※65歳以上の人は、原則として、介護保険サービスを優先して利用することとなっています。

※相談・申込受付を希望される場合は、上記該当するものを必ず持参の上、地域福祉課窓口までお越しください。

■ 利用できるサービスの種類

【訪問系サービス】在宅で訪問を受けたり、通所などをしたりして利用するサービス

サービスの種類	サービス内容	給付の種類
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ等の身体介護や、調理・洗濯などの家事支援を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事などの介助や外出時の移動の補助など、総合的に支援します	
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が困難で常に介護が必要な人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや外出時の移動の支援を行います	
同行援護	重度の視覚障がいで、ひとりでの行動が困難な人に、外出時に同行し、代筆や代読などの支援を行います	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが、病気や心身の休息が必要になった場合、短期間施設へ入所できます	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められる人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します	



【日中活動系サービス】施設等で昼間の活動を支援するサービス

サービスの種類	サービス内容	給付の種類
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主に昼間、医療機関で機能訓練や療養上の管理・看護・日常生活上の支援を行います	介護給付
生活介護	常に介護が必要な人に、主に昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動または生産的活動などの機会を提供します	
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います	
就労選択支援	障がいのある人が自分に合った就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します	
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労継続支援	一般企業などで働くことが困難な人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります	
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境の変化による生活面での課題に対応できるよう、企業や自宅に訪問するなどして必要な支援を行います	

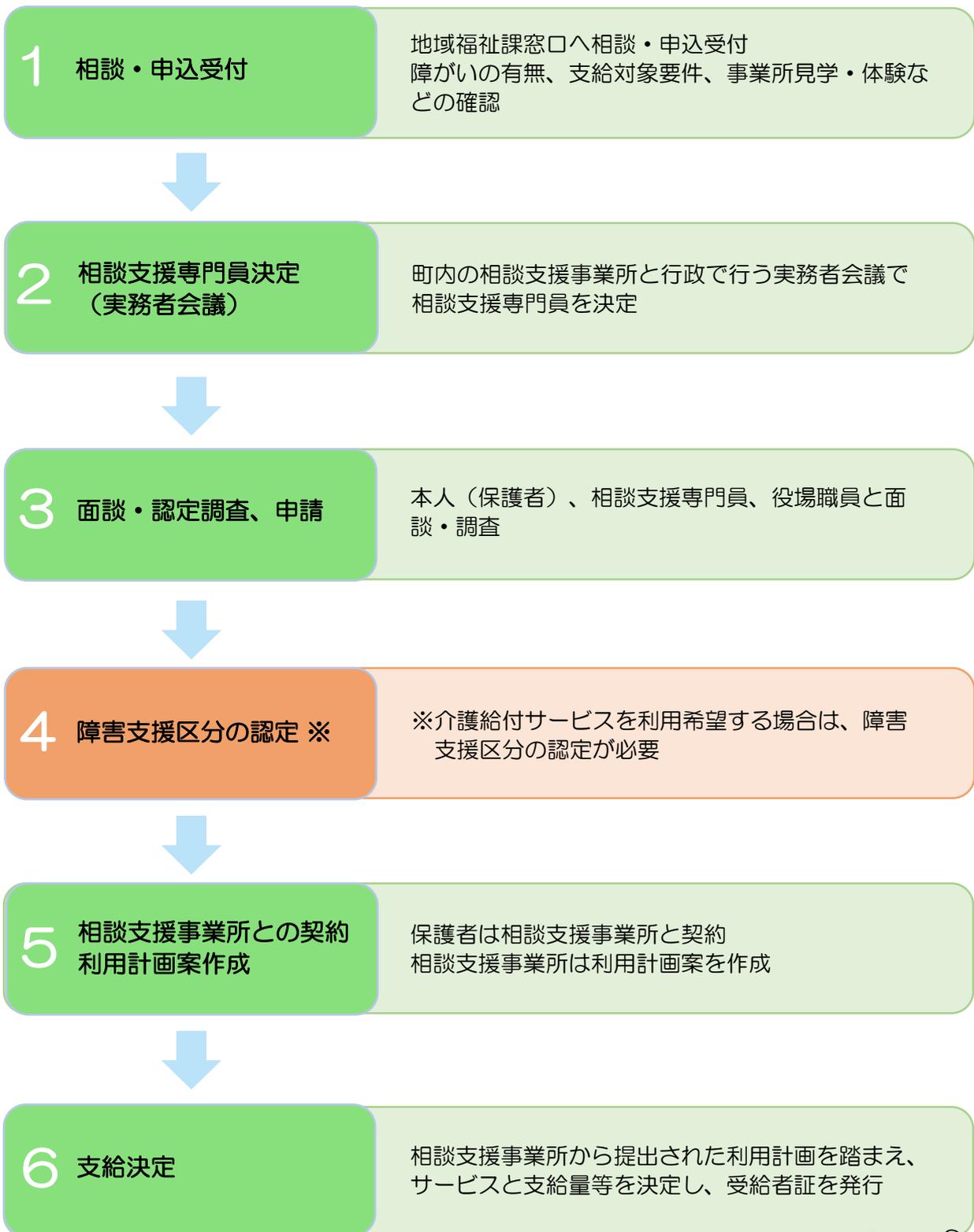
【居住系サービス】入所施設等で住まいの場としてのサービス

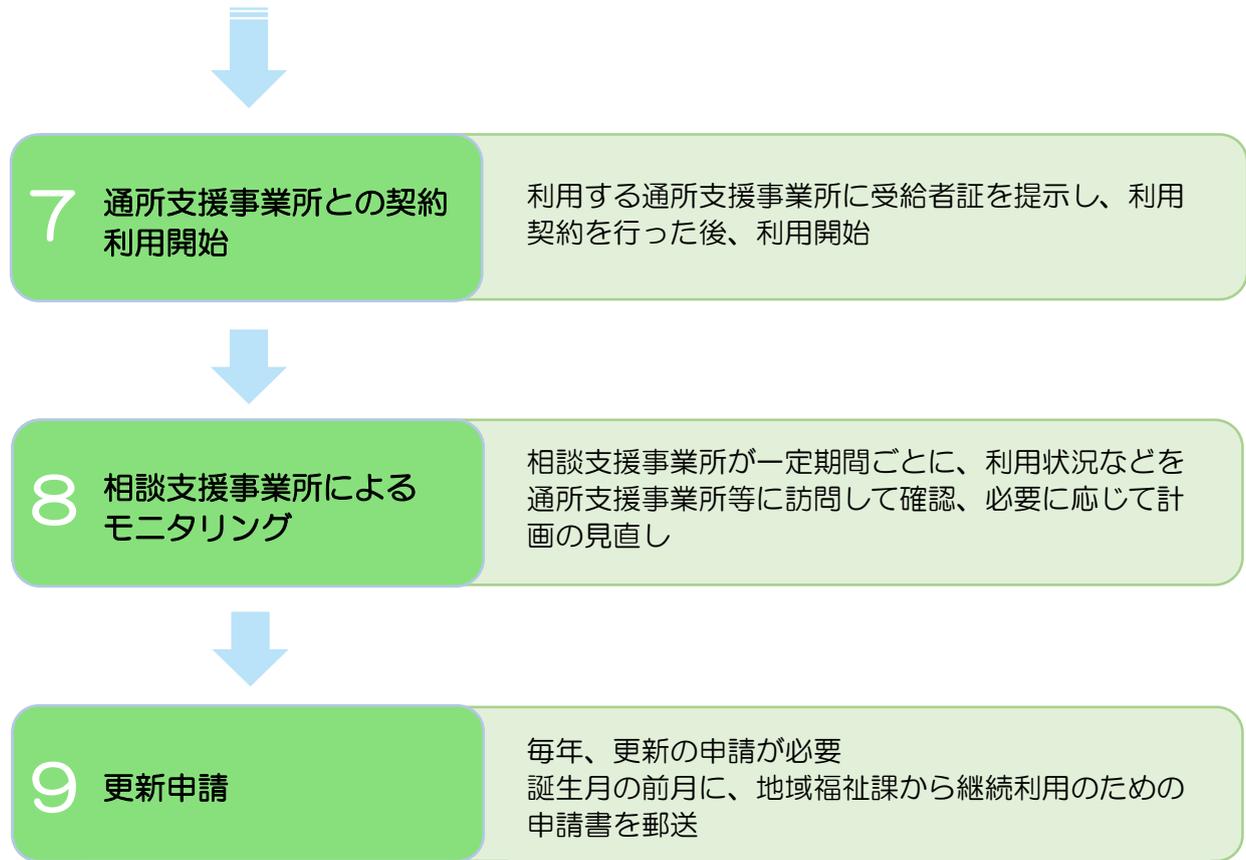
サービスの種類	サービス内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介助をします	介護給付
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします	訓練等給付※

- 介護給付… 主に日常生活上の介護の支援を希望するときに利用できるサービスで、**障害支援区分の認定が必要**なサービスです。
- 訓練等給付… 主に生活能力や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで（基本的に18歳以上対象）**障害支援区分の認定は不要**です。

※共同生活援助は、障害支援区分がなくとも利用できますが、入浴・排せつ・食事などの介護の提供を受けることを希望する場合は、**障害支援区分の認定が必要**です。

■ サービスを利用するまでの流れ





※申請してから受給者証が交付されるまで、1～2か月程度かかります。利用希望の場合は、お早めにご相談ください。

■ 利用者負担上限月額

利用したサービス費用の1割を負担していただきます。

ただし、世帯の市町村民税所得割額に応じて、1か月に負担する上限額が決定され、同一月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） （注）入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※所得を判断する世帯の範囲は、障がいのある人とその配偶者